

青森県告示第二百五十六号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項の規定により、次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 平成二十八年国土交通省令第五号）第八条の規定により公示する。

平成二十九年四月一日

青森県知事 三村 申 吾

- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の開始の日

平成二十九年四月一日